

2・3号認定 利用者負担額表（小規模用）

平成29年4月1日改正

単位：円

平成29年4月～平成29年8月分保育料：前年度市民税を基に算定

平成29年9月～平成30年3月分保育料：当年度市民税を基に算定

算定対象となる子どもの年齢上限	階層区分		保育標準時間		保育短時間		第3子以降		
			3歳未満児		3歳未満児				
			第1子	第2子	第1子	第2子			
☆制限無し	1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0		
	2-1	市民税非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0	0	
	2-2			3,600	0	3,500	0	0	
	3-1	市民税所得割額非課税世帯(均等割のみ)	ひとり親等	3,500	0	3,400	0	0	
	3-2			8,100	4,000	7,900	3,900	0	
	4-1	市民税所得割額10,000円未満	ひとり親等	4,900	0	4,700	0	0	
	4-2			10,800	5,400	10,500	5,200	0	
	5-1	10,000円以上48,600円未満	ひとり親等	5,300	0	5,200	0	0	
	5-2			11,700	5,800	11,400	5,700	0	
	6-1	48,600円以上57,700円未満	ひとり親等	7,200	0	7,000	0	0	
	6-2			14,400	7,200	14,100	7,000	0	
	6-3	57,700円以上	ひとり親等	7,200	0	7,000	0	0	
	★就学前	6-4	60,700円未満		14,400	7,200	14,100	7,000	0
☆制限無し	7-1	60,700円以上	ひとり親等	8,100	0	7,900	0	0	
★就学前	7-2	72,800円未満		16,200	8,100	15,800	7,900	0	
☆制限無し	8-1	72,800円以上	ひとり親等	8,100	0	8,100	0	0	
★就学前	8-2	77,101円未満		18,000	9,000	17,600	8,800	0	
	8-3	77,101円以上	84,900円未満						
	9	84,900円以上	97,000円未満		19,800	9,900	19,400	9,700	0
	10	97,000円以上	115,000円未満		21,600	10,800	21,100	10,500	0
	11	115,000円以上	133,000円未満		26,100	13,000	25,600	12,800	0
	12	133,000円以上	151,000円未満		29,700	14,800	29,100	14,500	0
	13	151,000円以上	169,000円未満		33,300	16,600	32,600	16,300	0
	14	169,000円以上	202,000円未満		38,700	19,300	37,900	18,900	0
	15	202,000円以上	235,000円未満		43,200	21,600	42,300	21,100	0
	16	235,000円以上	268,000円未満		46,800	23,400	45,900	22,900	0
	17	268,000円以上	301,000円未満		48,600	24,300	47,700	23,800	0
	18	301,000円以上	349,000円未満		50,400	25,200	49,500	24,700	0
	19	349,000円以上	397,000円未満		52,200	26,100	51,300	25,600	0
20	397,000円以上			55,800	27,900	54,800	27,400	0	

【備考】

市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。

【減額】

- 8-1階層以下のひとり親等(母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯)の利用者負担額は軽減したものを表示。
- すべての階層について、第3子以降は0円とする。ただし、算定対象の子どもの年齢上限は以下の通り。

☆ 6-3階層以下、7-1階層、8-1階層の世帯は、算定対象となる子どもの年齢を無制限とする(注1)。

★ 6-4階層、7-2階層、8-2階層～20階層の世帯は、就学前の児童(注2)が保育所、幼稚園、認定こども園に入所している場合、最年長の子どもを第1子と数える。

(注1)算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。

(注2)入所施設は上記施設の他に、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合も、第2子の利用者負担額とする。また、第3子以降は0円とする。